

公益社団法人 日本図書館協会 コンプライアンス再建検討委員会 報告書（抜粋）

公益社団法人 日本図書館協会
コンプライアンス再建検討委員会

令和元年 6 月 13 日

3.4 代議員総会について

本委員会は検証委員会報告をうけて理事会構成員で組織された委員会であり、基本的には役員及び職員に対して提言を行っている。しかしながら、そもそも本委員会は本法人全体のコンプライアンス再建のために組織されている。したがって、本法人の最高必須の決定機関としての代議員総会についてもこの項目で最低限の指摘を行う。

なお、代議員総会は代議員による自治によって運営されるべきであるので、本委員会の報告の取り扱いについては代議員の検討に委ねたい。

3.4.1 代議員総会の構成

現在、代議員数は会員 100 名に対して概ね 1 人という定款の規程と大幅に乖離しており、定款違反状態に陥っている。この状態の是正としては現行定款に従って代議員定数を減じるか、現状の代議員定数が適正なものとなるように定款の改正を行うのかのいずれかの対応が考えられる。

3.4.2 代議員総会会議運営規程の整備

現在、本法人の代議員総会運営規程は基本的事項を規定するのみであり、代議員総会の議事進行のルールが明確になっていないことにより議事が混乱することが見受けられる。具体的には、原案に対して修正案が出された場合の取り扱い、原案・修正案の採決の順番、議決権の委任の取り扱い、書面決議の取り扱い等が挙げられる。これらの混乱を防止する方策として代議員総会の会議運営に関する規程の整備が考えられる。